

- カ ドイツ・ゲルメリングにおけるクラインガルデン（市民農園）
(6) 旅行代理店：ティ・シー・アイ・ジャパン株式会社（代表取締役 早崎寛）
東京都港区西新橋 1-16-4 口進堂ビル 9階【視察当時】

2 報告

区議会自由民主党の平成 24 年度政務調査費実績報告書は、本件視察報告書を含む関連書類を添えて、平成 25 年 4 月 30 日付けで江戸川区議会議長に提出されている。

第 5 監査の結果と判断

1 監査結果

本件海外視察は、視察先とその視察内容からみて調査研究としての実質が認められる。従って、「本件海外視察が視察の名に値しないので政務調査費の全額返還を求める」との請求人の主張は妥当ではないと判断したので、本件請求を棄却する。

2 判断

請求人は、措置請求書において 2 項目にわたる主張を記載し、意見陳述において詳細な主張を行った。

これらの事項について、事実関係の確認、請求人の陳述、事務局の説明及び関係資料の調査に基づき、請求人の主張する以下の 5 項目について、次のとおり判断する。

- (1) 「平成 24 年度ウィーン・ミュンヘン海外視察報告書」のうち「ウィーン市 Pfaffenau ごみ焼却処理施設視察報告」が、総括に至るまでほぼ全体にわたって、「一般社団法人日本産業機械工業会」のホームページ内の同名の報告書「ウィーン市 Pfaffenau ごみ焼却処理施設視察報告」からの盗用である、との主張について
 - ア 報告は 3 頁にわたり、実施日や視察先のほか、施設の概要及び視察報告、視察結果を記載した総括、3 枚の写真で構成され、バイオガス施設副所長の案内による視察の報告となっている。
 - イ 記載内容には、「一般社団法人日本産業機械工業会」の報告内容と同様の記載があるが、施設の概要や状況など事実についての記載である。
 - ウ 「一般社団法人日本産業機械工業会」のホームページ内の同名の報告書は、請求人がインターネットの検索によって偶然発見したことから、この報告書

から盗用したと断定することはできない。

- (2) 他の5項目の報告内容が、わざわざウィーン・ミュンヘンを訪問するまでもなく、日本国内で容易に入手可能な情報を主な内容としており、外形的、抽象的な事実の記載及び写真掲載と一般的な感想にとどまっている、との主張について

ア ドナウ川の河川防災と危機管理についての報告は13頁で、実施日時、視察先及び項目のほか、ドナウ川の流路図を含め4頁にわたり視察報告及び視察結果が記載され、8頁にわたる写真で構成され、クレム市消防本部主任の案内による視察の報告となっている。

イ ウィーン市プライナー音楽院についての報告は1枚の写真を含む2頁で、実施日及び視察先のほか、「音楽の都」ウィーンの概要及びプライナー音楽院の状況、総括では「青少年の翼」事業の拡充に向けての視察結果が記載されている。

ウ 子どもネットワークコーポレーションについての報告は、写真4枚を含む4頁で、実施日及び視察先のほか、施設の概要と聴取した情報、ドイツの待機児童政策、総括では幼保一元化に向けての視察結果が記載されている。

エ ウルム市におけるエネルギー転換策と環境政策についての報告は、写真4枚を含む8頁で、実施日及び視察先のほか、ウルム市の概要及びエネルギー政策、ヨーロッパエネルギー賞と太陽光発電、エネルゴン〈無暖房住宅〉やセントラルヒーティングについて記述されており、総括では再生可能エネルギーの普及にむけての自治体の取り組みの必要性などの視察結果が記載されている。

オ ゲルメリング クラインガルテン協会についての報告は、写真6枚を含む5頁で、実施日及び視察先のほか、施設や協会の概要と特徴及び視察報告、総括では区民農園等を踏まえた視察結果が記載されている。

カ 以上のことから、「平成24年度ウィーン・ミュンヘン海外視察報告書」の内容は、日本国内で容易に入手可能な情報とは認められず、「外形的、抽象的な事実の記載及び写真掲載と一般的な感想」との請求人の評価をそのまま受け入れることはできない。

- (3) 山梨県議らの平成21-22年度研修旅行に対して、850万円もの返還命令を出した東京高裁判決に照らしても、本件視察旅行は違法又は不当である、との主張について

ア 東京高裁判決は、山梨県議会議員らがアメリカ合衆国に3名、エジプト・アラブ共和国に5名、大韓民国に7名、屋久島に8名が海外等研修として政

務調査費を旅行費用に充当したことについて、山梨県知事に対して返還請求を求めるもので、この4件の海外研修は行き先や日程がいずれも観光名所等が中心であり、海外研修に名を借りた観光中心の私的旅行と判断された。

イ 当該判決では、「アメリカ視察・報告」が、訪問したこともない場所を訪問し会ったこともない人から説明を受けたかのような重大な虚偽の内容を記載した報告書を漫然と作成し提出したと指弾されている。

ウ 区議会自由民主党の「平成24年度ウィーン・ミュンヘン海外視察」は、報告書からも明らかなおり観光名所等は訪問しておらず、区政の課題を踏まえた視察先で調査研究を行っていることから、山梨県議らの海外研修と同等に扱うことはできない。

エ 以上のことから、本件視察旅行には違法性又は不当性は見受けられない。

(4) 奈良県生駒市監査委員会の一部返還勧告の事例で示された、当該自治体との関連性が明確であるか否か、支出された費用が当該自治体についての「調査研究活動に必要な経費かどうか具体的に明らかにされて」いるか否か、という判断基準によれば、「平成24年度ウィーン・ミュンヘン海外視察」は、区議会自由民主党15名の議員の3分の2の10名が600万円近くの公費をかけることが「相当であると認められる程度」に江戸川区政との関連性が明確であったとは言えない、との主張について

ア 奈良県生駒市監査委員会の実例は、政務調査費で購入した書籍5冊について市政にどのように関係しているか不明で、市政についての調査研究活動に必要な経費かどうか具体的に明らかでないとして、使途基準に該当する経費として認められないとされたものである。

イ 区議会自由民主党の「平成24年度ウィーン・ミュンヘン海外視察」は、報告書のおり、区政の課題を踏まえた視察先で調査研究を行っていることから、江戸川区政との関連性は明らかである。

(5) 「平成24年度ウィーン・ミュンヘン海外視察」は、江戸川区の「政務調査費処務規程」内の「支出項目別取扱基準」に反するものである、との主張について

ア 江戸川区議会政務調査費処務規程（平成23年4月1日議長決裁）第2条では、「規則別表第1に規定する政務調査費の使途基準に基づき支出する政務調査費については、支出に当たっての留意点等を規定する支出項目別取扱基準（別表第1。（平成23年4月1日改正））に留意して、これを支出しなければならない。」と定め、別表第1の支出項目別取扱基準、1調査費、会派において行う講習会、調査旅費に要する経費の具体例（4）海外視察、管外視察、そ

の他の視察調査費の支出に当たっての留意点では、「報告書を作成し添付する（内容は委員会視察報告書に準じる。）」と規定されている。

イ 委員会視察報告は、区議会ホームページでも閲覧できるが、視察市の概要、施策の概要及び委員・会派の所感で構成されている。

「平成24年度ウィーン・ミュンヘン海外視察」も同様の構成で報告書が作成されていることから、「支出項目別取扱基準」に反するものとは認められない。

第6 監査委員の意見

平成12年5月の地方自治法の改正に伴い法定化された政務調査費(政務活動費)は、江戸川区政に関する調査研究に資するための必要な経費の一部として交付されており、議会の審議能力を高め、その役割を遂行するうえでの重要な経費である。

しかしながら、政務調査費は税金による交付金であることから、使途の透明性が十分確保され、区民への説明責任を果たすことが大切である。

本件の住民監査請求は政務調査費を使った海外視察が対象とされたが、政務調査費全般の使途については区民の厳しい目が向けられており、適正な処理とともに議員の調査研究が区政に役立てられることが求められている。

本区においても、政務活動費の交付に関する条例及び同施行規則、区議会政務活動費処務規程が設けられ、その支出項目別取扱基準が定められている。

視察の実施にあたっては、区民の誤解を招くことのないよう、視察地の選定や視察の目的を明確にすること。また、視察における成果等を記載した報告書を作成し、視察後には議員活動や議会活動に積極的に生かし、本区の施策の充実に寄与することを強く要望する。

以上